令和3年度補助金等評価表

1補助金の概要

補 助 金 名 称	障害者バス	.利用環境整	產備支援補助	力金						
補助金の性格	団体への事	業費補助					始期	H26	終期	-
予 算 事 業 名	障害者バス	.利用促進補	助金				(事業コー	-ド)	031319)
所 管 部 署	福	祉保険 部	障	害福祉 課		障害	事業 係 電	話番号	内線 5	5332
交付先(団体,個人等)	旭川電気朝	道株式会社	t 道北バス	株式会社	空知中央バ	ス株式会社	=	-		
交付目的	(対象) 誰,何に対	対象) 公共交通機関である市内定期路線バス及びオンデマンド交通を利用する障害者								
ניום ניו ב	(意図) どういう状態	まにしたい	障害者基本	法の趣旨に	三則り,3障	害共通の取	扱いを進め	,障害者の神	社会参加を何	足進する。
対象事業等の内容	者等に対す 半額方法は	る補助事業 、市内定期	を実施する 路線バス及	0	ンド交通にお			するため,†		
積算方法 通常運賃の額から半額化後の利用者負担額額					・控除して得	た額を補助	対象経費と	:する。		
=	① 補助金	交付団体数			単位∶者	2				単位:
事業量指標と過去5年間 の実績	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
の夫棋	2	2	2	3	3					
	① 精神障害	者保健福祉引	- 帳所持者の	バス利用回数	単位:回	2	ļ		ļ	単位:
成果指標と過去5年間の	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
実績	47,992	49,222	56,838	59,696	58,186					

			平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)
		前年度繰越					
補	収	市補助金	5,971	6,883	7,422	7,193	7,081
補助対	入	協議会負担					
象	内						
事	訳						
象事業等		その他					
の	収入	.合計	5,971	6,883	7,422	7,193	7,081
収	市補	助率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
収支状	支出	合計	5,971	6,883	7,422	7,193	7,081
況		うち食糧費、交際費					
	次年	度繰越					
	一般	財源	5,971	6,883	7,422	7,193	7,081
	特定]財源					
市	人	一大 人工	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
負担額	件	正職員金額	1,441	1,456	1,474	1,473	1,493
額	費	臨時·嘱託/会計年度任用職員					
	その他事務費						
	合計	-	7,412	8,339	8,896	8,666	8,574
受益	监対	象者数	2,764	2,862	3,014	3,136	3,250
補具	力金草	単位コスト(単位:円)	2,682	2,914	2,952	2,763	2,638
		共通事項	◆ 支出根拠が法令,条件	列,規則,要綱等に基づい	ている ◆ 支出目的), 支出範囲が法令の規定	に抵触しない
	大进 事 垻		◆ 交付申請等が定めた	とおりになっている			
\- 1	A Lil	団体の運営,	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
適和	各性	会計処理等	◇ 決算における繰越金				
			交付先が株式会社であり	法に基づき適切に会計処	L理されている。繰越金はst	発生していない。	
				- 亚成20年度7.205千円		□ 今和元年度7,360千円	中 会和2年度7366年

※人件費(正職員分)は、平成29年度7,205千円、平成30年度7,282千円、令和元年度7,369千円、令和2年度7,366千円、令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

STI	別項目に対する評		
	項目	チェック項目等	→ 評価
		◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外	■ 合致する
	(1)対象経費	◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外	
	(1) // 33411250	◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
		◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
	(2)受益者負担	◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
大击	(3)補助率の参考	◇ 個人 1/3以内	
補助	基準	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
金		◆ 上記以外	■ 合致しない
交		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
付			口 有(4年以上)
基		◇ 奨励目的の補助,終期を設定	□ 継続4年未満
準	(a) E = 1 #0 88	◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体, 奨励目的補助ではな
ے	(4)見直し期間 (終期設定)		い(対象外)
の	(於朔政化)		□ 同一団体補助だが, 見直し設定
適合			していない
性			■ 奨励目的補助だが,終期を設定
11			していない
	(5)交付規程	◆ 交付規程は制定済,選択基準に合致,その他必要な規定は網羅	■ 合致する
	(支出根拠)	◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有	□ 合致する
		◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時,書類大量で,抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
		(この補助金の公益性を, 具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
2/1	· 益性	一般乗合旅客自動車運送事業において、身体障害、知的障害、精神障害の3障害共通の運賃	■ 公益性が高い
21	X IIII I	割引を実施するために補助金を交付しており、公益性が高い。	
			□ 公益性が高いとは言えない
		(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
3业	必要性	事業者による自主的割引が困難であることから、身体障害、知的障害、精神障害の3障害共通の運賃割引を実施するために、この補助会が必要である。	■ 必要性が高い
		の運賃割引を実施するために、この補助金が必要である。	□ 必要性が高いとは言えない
		(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		令和2年度の精神障害者保健福祉手帳所持者のバス利用回数は58,186回で、コロナ禍の影響	■ 効果が高い
4亥		を受けて令和元年度からは減少したが、年々増えており、交通費負担を軽減することによって、	
		精神障害者の社会参加及び社会復帰の促進を図ることができたと考えられる。	 □ 効果が高いとは言えない
			口 刈木が同いには百んない
			で乗車できるトネに対映館を中央でい
53	の他	(3)補助率の参考基準:精神障害者が、身体障害者及び知的障害者と同様に正規運賃の半額 るため、補助金交付基準とは合致しない。	C米半 Cさるように 補助領を正めてい
		(4)見直し期間:事業者による自主的割引が困難な現状から,障害者全体の利用促進に向けた	環境整備支援として補助しており. 事
		業者が自主的割引を行える状況が整い次第、見直しを検討することとしているため、終期は設定	

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

<u>(1丁以計1四)</u>	
補助金名称(当時)	障害者全体のバス利用促進に向けた環境整備支援補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 事業者が自主的割引を行える状況が整い次第、見直しを検討することとしているが、事業者の経営環境が厳しく見直し時期を見通せない。 題 解決に向けた取組引き続き事業者に対し、自主的割引を実施するよう要請を続ける。

6全体的評価

	4	
評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価		精神障害者についても,事業者が実施している身体・知的障害者と同様の自己負担となるように便宜を図る必要があるため。今後も事業者に対して共通の対応となるように要請する。
外部評価		
2次評価		

参考資料

1 補助金の名称

補	助	金	名	称に関するでは、できます。 ない ない はい はい はい はい はい はい

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事	業	名		実 施 主 体	
概		要			
上	記事	事業	との統合の可能性(市単独事業の場合)	□あ	る □ない
説		明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
札幌市	身体・知的・精神障害者その他戦傷病者等が利用する公共交通機関等の乗車料金又は自動車の燃料にかかる費用を助成券等の交付又は交通系ICカードへの料金チャージにより補助。上限額は区分に応じて年間10千円~48千円(一部区分では上限なし。)。
函館市	身体・知的・精神障害者その他戦傷病者等及びその介護人が利用する公共交通機関等の乗車料金を交通系ICカードへのポイント付与により補助。年間上限額36千円(施設等の通所者は上限なし。)。

注:他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。